

2012年度 修士論文

中学校武道必修化における  
柔道授業の問題抽出と提言

THE PROBLEM EXTRACTION AND THE PROPOSAL TO FORMATION OF  
JUDO CLASS IN A JUNIOR HIGH SCHOOL COMPULSORY MARTIAL ART COURSE

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科  
スポーツ科学専攻  
トップスポーツマネジメントコース

5012A-314-6

瀧本 誠

Makoto Takimoto

研究指導教員 : 平田竹男 教授

第1章	序論.....	3
第1節	背景.....	3
第2章	先行研究.....	4
第1節	柔道の定義.....	4
第1項	学校柔道の発展.....	5
第2項	怪我・柔道事故.....	7
第3項	フランス柔道.....	9
第2節	研究目的.....	12
第3章	研究手法.....	13
第1節	小学生の保護者に対するアンケート調査.....	13
第2節	武道必修化に伴うインタビュー調査.....	15
第4章	研究結果.....	17
第1節	小学生の保護者を対象としたアンケート調査.....	17
第2節	武道必修化に伴うインタビュー調査.....	27
第1項	インタビュー調査結果.....	27
第2項	インタビュー分析.....	31
第3節	フランスの柔道指導要領.....	32
第5章	考察.....	34
第1節	アンケート調査.....	34
第2節	インタビュー調査.....	34
第3節	フランス指導要領.....	39
第6章	結論.....	41
第7章	引用・参考文献.....	43
第8章	謝辞.....	44

図 1 中学校・高校柔道死亡事故件数	7
図 2 保護者が考える武道授業の不安要素	8
図 3 フランス競技別登録人口	9
図 4 フランス・日本柔道競技人口比較	10
図 5 フランス・日本 12 歳以下の柔道登録人口比較	11
図 6 「Q1 現在、スポーツ系の習い事はしていますか？」結果	17
図 7 「Q2 そのスポーツを選んだ理由」結果	18
図 8 「Q3 柔道という武道に求めるものは」結果	19
図 9 「Q4 マスコミで柔道を見たこときいたことはあるか」結果	20
図 10 「Q5 マスコミのどんな方法で柔道を見たか」結果	21
図 11 「Q5-2 情報内容」結果	22
図 12 「Q6 柔道経験はあるか」結果	23
図 13 「Q7 柔道を経験してよかったことは」結果	24
図 14 「Q8 体験しなかった理由」結果	25
図 15 「Q9：Q8 体験しなかった理由」が改善後、柔道を習いたい、体験したいと思いま すか 結果	26
図 16 インタビュー結果比較	30
図 17 フランスでの帯（昇級）制度	32
表 1 オリンピック大会におけるの日本柔道のメダル獲得数	3
表 2 学校における柔道の変革	6
表 3 対象者の児童データ 学年別・男女別	13
表 4 アンケート調査項目	14
表 5 インタビュー対象者データ	15
表 6 インタビュー項目	16
表 7 インタビュー調査回答	27
表 8 インタビュー回答からみる各中学校の問題点	30
表 9 全日本柔道連盟指導者資格制度	37

## 第1章 序論

### 第1節 背景

1964年東京オリンピックで柔道が正式種目となり、無差別級でオランダのアントン・ヘーシングが日本の神永昭夫を破り金メダル獲得。以降、柔道が国際的に普及する一因となった。女子柔道も1992年バルセロナオリンピックで正式種目に採用されている。現在、国際柔道連盟に加盟する国と地域は200（2012年現在）となっている。国際柔道連盟でも「柔道は、オリンピック種目であるとともに心身の教育システムである」と規定している通り、単なるスポーツではなく、その教育的な側面が評価されて、多くの国で実践されている。<sup>1)</sup> 日本柔道は過去オリンピック12大会で36個の金メダルを獲得し、柔道界で世界をリードする国である。

表1 オリンピック大会における日本柔道のメダル獲得数

西暦	開催都市	金	銀	銅
1964	東京	3	1	
1972	ミュンヘン	3		1
1976	モントリオール	3	1	1
1980	モスクワ	不参加		
1984	ロス	4		1
1988	ソウル	1		3
1992	バルセロナ	2	4	3
1996	アトランタ	3	4	1
2000	シドニー	4	2	2
2004	アテネ	8	2	
2008	北京	4	1	2
2012	ロンドン	1	3	3
合計		36	18	17

日本オリンピック委員会HPより筆者作成<sup>2)</sup>

柔道の日本代表選手は、日本において勝利以外は認めてもらえない、目に見えない大きな重圧がある。筆者も日本代表として2000年オリンピック・シドニー大会に参加した。多くの柔道日本代表選手は国際大会で勝利を義務付けられ、日本の他競技の選手に比べても勝利に対して貪欲で意識も高い。また、筆者も同じように大きな重圧を感じ試合に出場した。

## 第2章 先行研究

### 第1節 柔道の定義

1882年、嘉納治五郎が柔術の原理を研究して整理・体系化をし、修身法（心身を鍛えること）、練体法（体力訓練）、勝負法（試し合い）、としての修業に加え、人間教育の手段として「柔道」を創始した。「柔道は心身の力を最も有効に使用する道である。

その修業は、攻撃防御の練習によって身体精神を鍛練修養し、斯道の神髓を体得することである。そうして是に由って己を完成し、世を補益するが、柔道修行の究意の目的である」と定義している。「精力善用」「自他共栄」を基本理念に掲げ、単に試合の勝利を目指すのではなく、精神鍛錬という側面も重要な目的であるとした。

知徳・徳育・体育を教授する人間教育の手段、武道・柔道の修心法として、徳性の涵養・知力を練すること・勝負法の三つを挙げた。

徳性の涵養は、柔道の修行から自然に涵養されるものとし、柔道に関係ある環境を利用した指導によって涵養されるもの。人間社会の礼儀作法の体得、自制心の涵養がある。

知力を練することとは、柔道の修行と観察、記憶、試験、想像、言語などの関係について考察したもの。

勝負法については、自他の関係を審らかにすること、世の百般のことに応用して大きな利益をもたらすことであるとした。勝負上の自他の関係を詳しく検討する事は商業上にも、政治上にも、教育上にも応用されると力説している。<sup>3)</sup>

筆者は柔道を通じて礼儀や感謝の気持ち、精神的な部分など多くの事を学んだ。柔道に携わった多くの人も同じ思いであると考え、「人間を育てる」として教育的な価値は高いと言える。柔道の持つ教育的価値を柱とし、未来を担う子供たちに伝え、柔道普及を行っていきたいと考える。

## 第1項 学校柔道の発展

柔道は日本の学校教育において1898年旧制中学校で必修の正課となった。敗戦後、一時は学校での柔道の授業が禁止となったが、1950年新制中学校の選択科目に採用された。1958年の学習指導要領で柔道、剣道、相撲が「格技」という名称で正課の授業となった。1989年新学習指導要領で格技から武道に名称が戻された。<sup>4)</sup>

2006年戦後初めて教育基本法が改正された。第一条で教育の目標として「人格の形成」、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成」を期することが示された。第二条で教育の目標として、「豊かな情操と道徳心」、「自律の精神」、「職業及び生活の関連を重視」、「公共の精神」、「生命を尊び、自然を大切にし」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」ことが強調されている。<sup>5)</sup> 学校体育においては、武道を通じて「伝統と文化」を学んで行くことになる。2008年の学習指導要領の改訂<sup>6)</sup>では2012年度より中学校体育において示していた目標及び内容を、「第1学年及び第2学年」と「第3学年」に分けて示すこととする。また、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、「体づくり運動」「器械運動」「陸上競技」「水泳」「球技」「武道」「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修させ第3学年では「体づくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることを開始する。第3学年における選択については、運動に共通する特性や魅力に応じて、「器械運動」「陸上競技」「水泳」「ダンス」のまとまりと「球技」「武道」のまとまりからそれぞれ選択して履修することができるようになるとある。保健体育の年間標準時数も、従来の90単位時間から105単位時間に改められたが、このうち「器械運動」「陸上競技」「水泳」「球技」「武道」「ダンス」に割り当てられるのは79単位時間となり、「武道」に割り当てられるのは13時間程度になる。体育では武道になるが、武道を通じ日本の伝統文化に触れること、礼儀・思いやり・感謝の気持ちなどの精神鍛錬、基礎体力の向上を目的としている。学校教育に武道が取り入れられたことで、子供たちの心身の成長に影響を与えることは言うまでもない。

表 2 学校における柔道の変革

西暦	元号	
1882	明治 15 年	嘉納治五郎 講道館柔道を創始
1885	明治 18 年	第 5 代警視總監 三島通庸の呼びかけで警視庁武術大会 諸派柔術に圧勝
1886	明治 19 年	講道館柔道が警察の正科科目に採用
1887	明治 20 年	海軍兵学校に柔道科が設置 慶応大学、東京大学でも講道館柔 道開始
1898	明治 21 年	旧制中学校で柔道が必修の正科科目となる
1907	明治 40 年	剣道・柔道が中学校の正科科目となる
1913	大正 2 年	東京師範学校に武道専攻科が作られ文科省が指導者養成
1941	昭和 16 年	小学校 5 年生以上の必修教材となる
1945	昭和 20 年	敗戦に伴い学校における柔道が禁止される
1950	昭和 25 年	体育教材として柔道が再び認められる
1958	昭和 33 年	学習指導要領で柔道、剣道、相撲が「格技」という名称で正課 の授業となる
1960	昭和 35 年	I O C 総会で柔道がオリンピック正式種目となる
1964	昭和 39 年	東京オリンピック柔道競技が開催
1989	平成元年	新学習指導要領で格技から武道に名称が戻された
2006	平成 18 年	教育基本法に「伝統と文化」が盛り込まれる
2008	平成 20 年	学習指導要領改訂
2012	平成 24 年	中学校で武道必修化される

老松(1976)より筆者作成

## 第2項 怪我・柔道事故

日本柔道界ではこの武道必修化が柔道普及の大きなキッカケとして捉えているが、しかし近年、柔道の重大な事故が多い。

全国柔道事故被害者の会<sup>7)</sup>によると、1983年から2011年の28年間で中学校・高校における事故で118名が亡くなっている。年平均4人以上の死亡者に換算されるこの数字は、他のスポーツに比べて、明らかに突出した数字であり、競技人口あたりの死亡率として計算すると、それは異常ともいえるほどの高い数字を示す。死亡事故の多くは中学生・高校生の学校の部活動での出来事になっている。内田<sup>8)</sup>によると、頭部の受傷が重大事故に繋がっているとの報告がある。亡くなった118名は学校管理下で起こった事故の死亡者数である。学校以外での柔道事故の死亡者数は含まれていない。柔道は危険なスポーツであるからこそ適切な指導、柔道は死の危険性を伴う可能性があるからこそ徹底した安全への配慮が必要なのだとある。

全日本柔道連盟は、柔道による怪我や事故の受傷者とその家族の経済的負担を軽減するために、2003年度から「障害補償・見舞金制度」<sup>9)</sup>をスタートした。死亡や障害が残る重大事故は「障害補償・見舞金制度」をスタート以来8年間で86件報告されている。

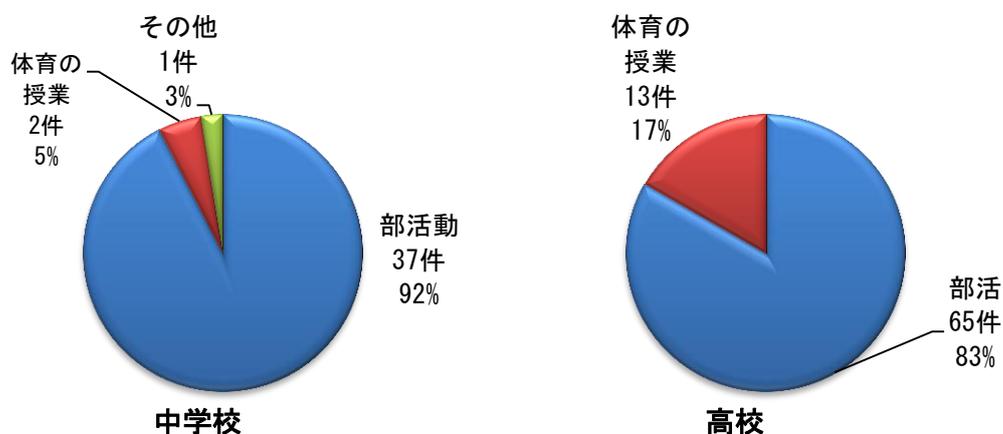


図1 中学校・高校柔道死亡事故件数

中学校・高校柔道死亡事故合計118件分析

内田(2011)より筆者作成

文部科学省が発表した資料では全国総中学校数 10683 校に対し、柔道の授業を実施する中学校は 6837 校 (64%) になる。この内、「一定の指導歴または、研修歴を持った教員が指導に当たることが出来る体制になっている」が 6411 校 (93.8%)。指導計画については「3年間見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ段階的な指導を行うなど、安全の確保に留意した計画となっている」が 6652 校 (97.3%)、「施設及び用具の安全確保について」は 6034 校 (88.3%) において確保されている。しかし、小学生・中学生の保護者の 7 割が武道必修化で柔道の授業に対する不安の声が多くある。<sup>10)</sup>

保護者の多くが不安に感じている要素は、怪我、指導の出来る教員、施設・用具、事前に学校が保険に加入しているかという内容だ。中学校で武道必修化になり、重大事故がメディアで報道され、「柔道＝危険なスポーツ」というイメージを世間、一般の人は持っている。柔道事故の影響もあり柔道に対するイメージは決して良いとは言えない。

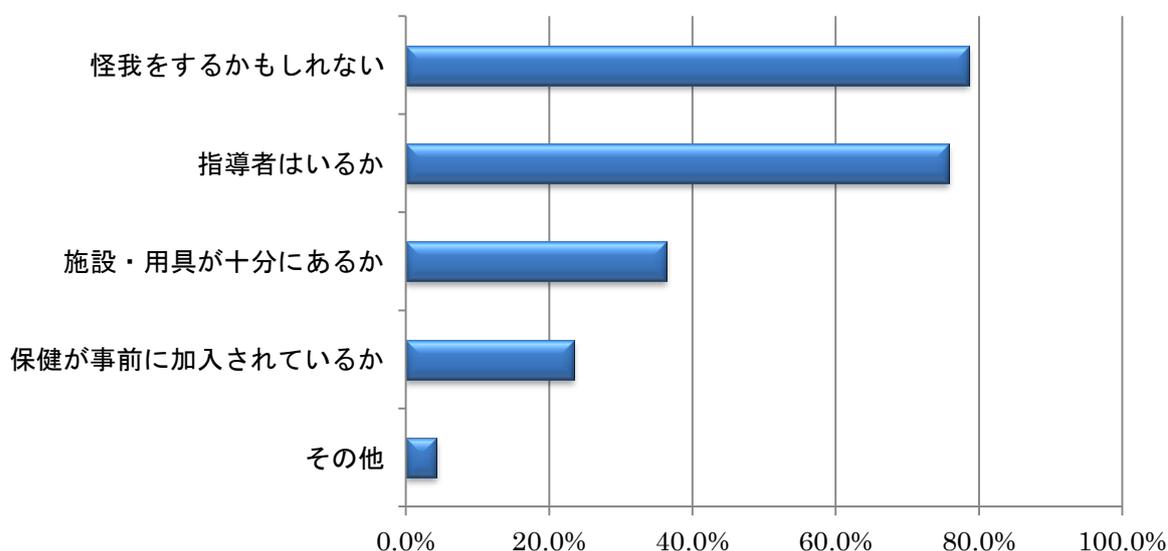


図 2 保護者が考える武道授業の不安要素

(株)ベネッセコーポレーションHPより筆者作成

柔道競技では、オリンピックの選手になっても練習では必ず、受身の練習をする。ウォーミングアップとしても、量に体を慣れるためにも、自分の身を守るために大切な練習である。それから怪我をしない為には受身の取得はもちろんだが、怪我をする場面を予測することも必要である。技を掛けられ、手などを量に付いて無理に堪えようとすれば怪我をする場合が多い。状況を判断し行動すれば、怪我をすることはないと考える。

学校の部活内において死亡事故の多くは部活動中に起き、指導者が現場を不在にしたことが原因に挙げられる。生徒の怪我に対する意識も大切だが、指導者が安全に対する配慮が必要である。

### 第3項 フランス柔道

フランスは柔道が盛んな国で知られている。これまでも多くのオリンピック優勝者を男女共に輩出し、ヨーロッパ諸国の中でも柔道強豪国としても知られている。フランス国内での柔道連盟には約60万人の登録人口が存在する。日本の柔道連盟登録人口約20万人の約3倍になる。フランス国内での柔道競技は、サッカー（200万人）、テニス（80万人）に次いでの人気スポーツである。<sup>11)</sup>

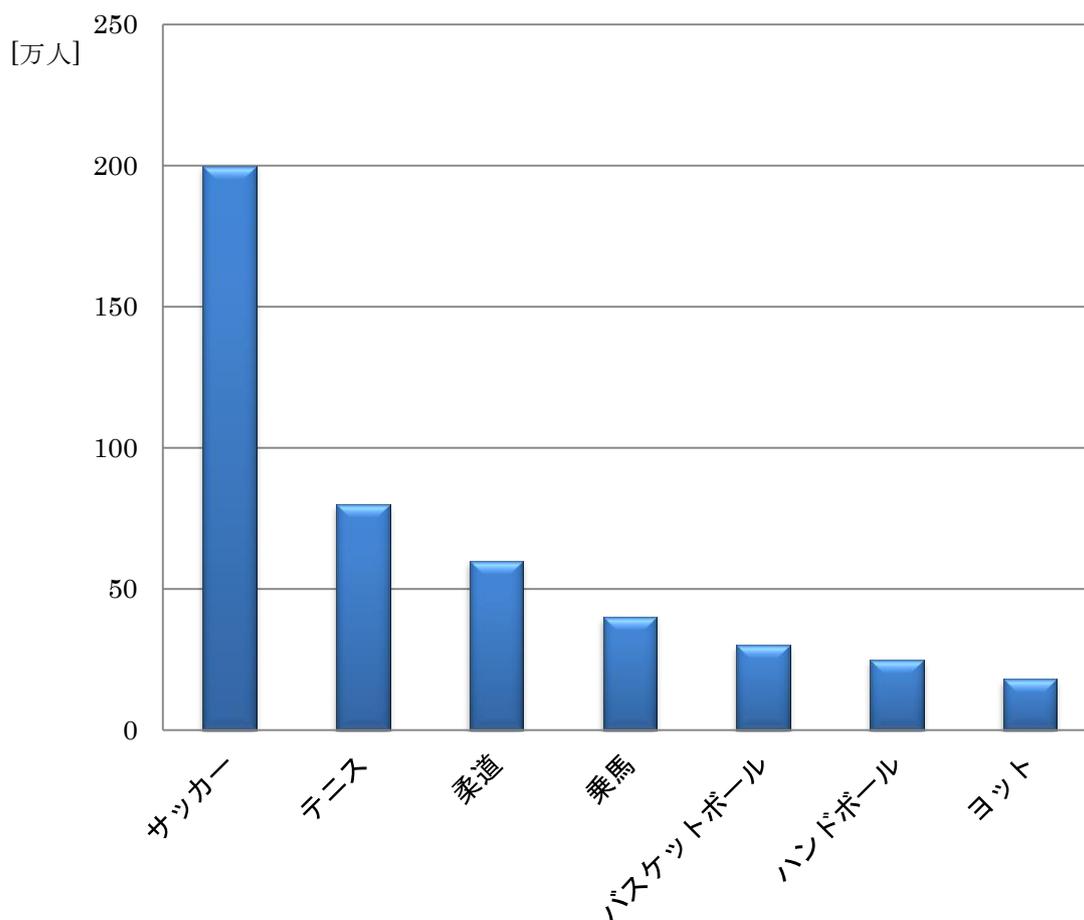


図3 フランス競技別登録人口

濱田(2006)より引用

筆者もフランスに留学経験があり、フランス柔道を肌で感じてきた。フランスでは「礼儀」「均衡」「自制」「尊敬」「友情」「名誉」「勇気」「謙虚」「誠実」という教育的で道徳的な要素を持ち、柔道という競技が教育的価値のあるスポーツとして存在している。フランス柔道連盟は、テレビCMやポスターなどで他のスポーツとの違いを積極的にアピールし柔道普及の宣伝活動を行っている。

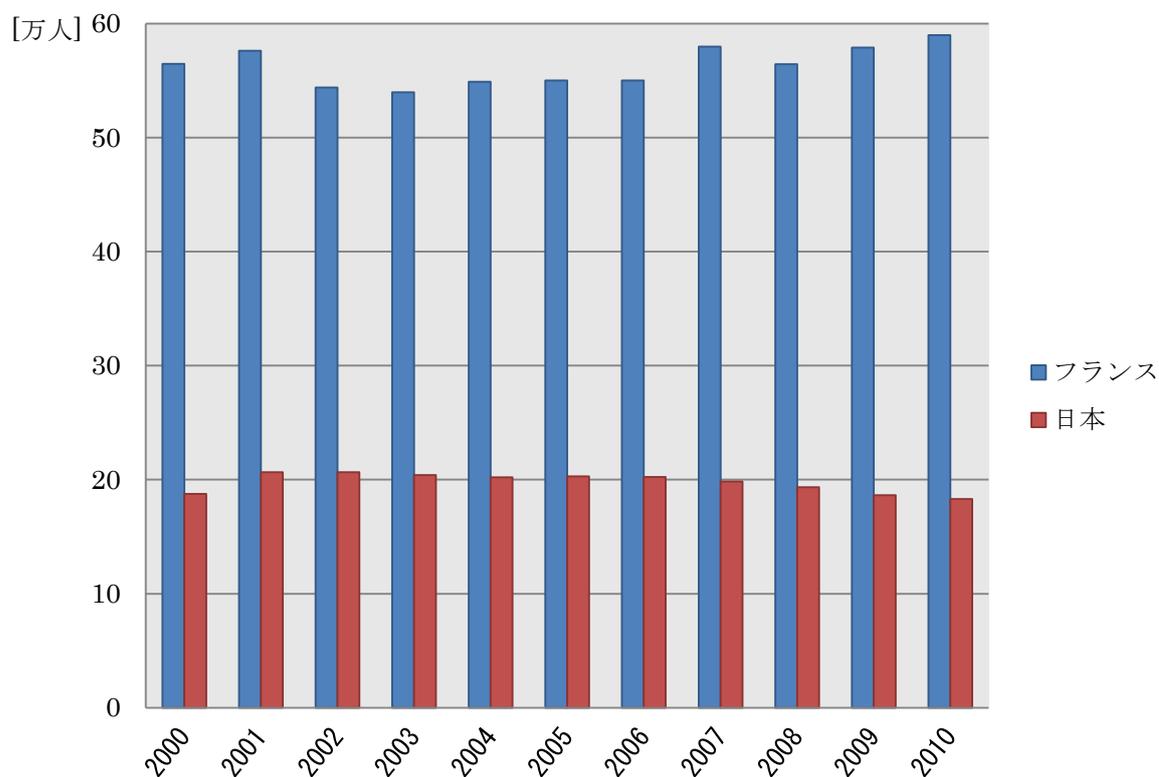


図 4 フランス日本柔道競技人口比較

全日本柔道連盟HP、フランス柔道連盟HPより筆者作成

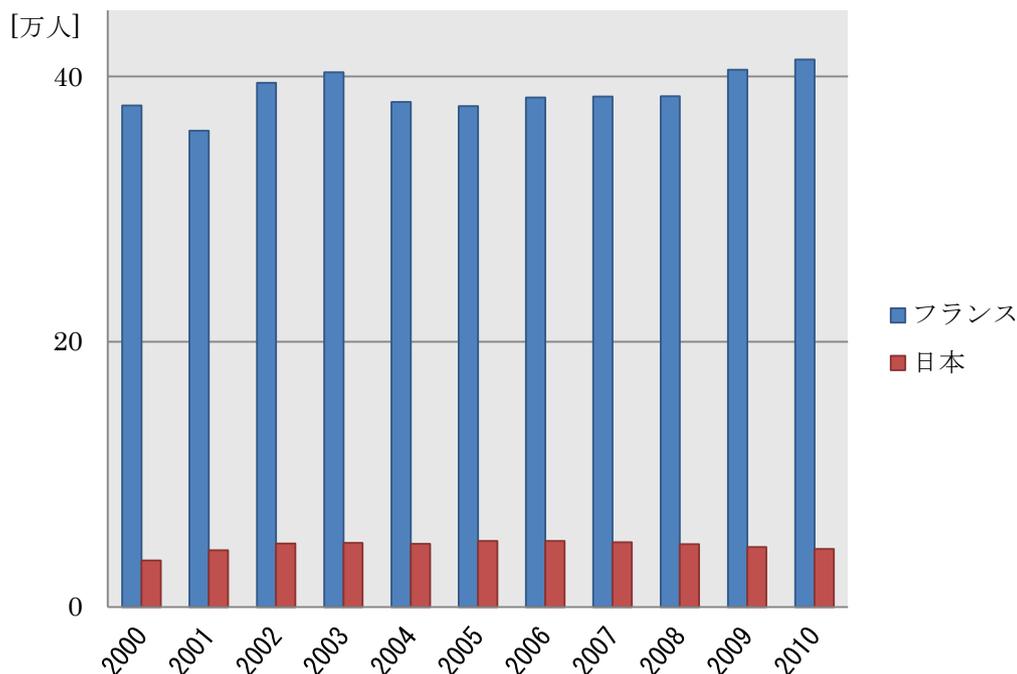


図 5 フランス・日本 12 歳以下の柔道登録人口比較

全日本柔道連盟HP、フランス柔道連盟HPより筆者作成

フランス柔道で子供が多い理由は、「子供を引き付ける」また、そのために「親を引きつける」ように環境作りを積極的に行っているためである。フランスでは他の競技スポーツにない、礼儀を重んじる（練習前に整列して礼を行うというのはフランスの日常生活では柔道や空手のように武道活動を行う時のみで非常に珍しい光景）、という部分が保護者に受け入れられ、人気の大きな要因となっている。また、畳で行うため、寝転がる事もできる、マット運動もできる。走ったり、飛び跳ねたり、陸上運動もできる。オールマイティーな動きが柔らかい畳の上で行える、怪我の心配が少ないという安心感、安全感があるというのも保護者が引き付けられている要因となっている。

フランスでは小学校で柔道の授業がある。これは自治体が主導で行う場合が多い。フランスのクラブスポーツ施設は自治体が管理しているもので、各施設もいわゆる公共施設である。その使用優先権はあくまで自治体にある。学校（原則公立学校に限る）と自治体が契約する形で、子供達のスポーツ活動の一環としてクラブスポーツ施設で柔道を行う。学校の担任の先生がクラブに子供達を引率して、指導はそのクラブの柔道の先生（国家資格所有者）が行う。また、「柔道衣がかっこいい」「体力を付けたい」などの理由から柔道に対して強い憧れがある。楽しさ、雰囲気重視し、柔道を行うことにより健康的な効果を期待している。

## 第2節 研究目的

2012年日本において中学校で武道が必修化された。本研究の目的は、中学校における授業での実技指導、実践場面での現在抱える問題点を明確化し、提言を行うことである。

### 第3章 研究手法

柔道に対するイメージや意識を定量的に把握するための小学生の保護者に対するアンケート調査実施。

2012年より始まった中学校武道必修化の状況を具体的に把握するために、①中学校校長、②実際の授業を行う保健体育の教員（男女）、③授業を受ける生徒のインタビュー調査実施。

フランスの柔道における指導要領の調査実施。  
以上の3つの調査を行った。

#### 第1節 小学生の保護者に対するアンケート調査

東京都内の公立小学校に通う小学生（中学校入学を控え、武道の授業を将来受ける）の保護者を対象に柔道に抱くイメージや競技に対する意識を調査した。

#### 【調査対象】

世田谷区内公立学校に通う小学生の保護者 1000人（有効回答：500人）

表3 対象者の児童データ 学年別・男女別

学年	男子	女子	計
1年	62	46	108
2年	59	34	93
3年	50	38	88
4年	55	41	96
5年	35	24	59
6年	28	28	56
計	289	211	500

表 4 アンケート調査項目

項目	選択肢
現在、スポーツ系の習い事はしていますか？	1. はい 2. いいえ
「はい」を選ばれた方にお聞きします。そのスポーツを選んだ理由は？ (複数回答可)	1. 本人が希望した 2. 親が希望した 3. 基礎体力向上 4. 友達づくり 5. 将来プロ・オリンピック選手を目指している為 6. 近所に練習環境があった為 (クラブ・道場) 7. 他の人に勧められた・誘われた 8. その他:理由 ( )
柔道という武道に求めるものはどんなことですか？ (複数回答可)	1. 礼儀 2. 忍耐 3. 思いやりの心 4. 基礎体力の向上 5. カッコ良さ 6. 精神力 7. 日本の伝統と文化に触れること 8. その他 ( )
マスコミ等で柔道競技や柔道家(選手、指導者)を見たり、聞いたりしたことありますか？	1. はい 2. いいえ
どのような方法で見たり、聞いたりしましたか？ (複数回答可)	1. テレビ 2. 新聞 3. 雑誌・本 4. インターネット 5. ポスター 6. 講演等
その内容はどのようなものでしたか？	1. 試合 2. 選手、指導者について 3. 試合以外の柔道について 4. 柔道教室やイベント等のレポート 5. その他 ( )
お子さんに柔道経験(イベント参加・体験参加も含む)はありますか？	1. はい 2. いいえ
柔道経験がある方に伺います。柔道を経験して良かったことは何ですか？	1. 礼儀作法が身に付いた 2. 子供が楽しそうだった 3. 精神的に強くなった 4. 試合で勝った 5. 体力がついた 6. その他:理由 ( )
経験がない方に伺います。今まで経験出来なかったまたは、しなかった理由は何ですか？(複数回答可)	1. 痛そう 2. 怪我が心配 3. 指導者が不在 4. 環境(クラブ・道場)が無い 5. 機会が無かった 6. 本人が希望しない 7. 親が希望しない 8. 女子だから 9. 古臭い 10. 良いイメージがない 11. プロ競技がないから 12. その他:理由 ( )
上記の理由が改善されたら今後、柔道を子供に体験または習わせてみたいと思いますか？	1. はい 2. いいえ

## 第2節 武道必修化に伴うインタビュー調査

平成24年度より中学校で武道及びダンスが必修化された。文部科学省は全国全ての国公私立中学校を対象とした「柔道の指導体制に関する状況調査」を実施した。

全国総中学校数10683校に対し、柔道の授業を実施する中学校は6837校（64%）になる。<sup>4)</sup> 武道必修化に伴う、問題点抽出のため、中学校の授業を視察し、表5に示す武道を指導する保健体育教員、中学校校長、および授業を受ける生徒を対象に表6に示す項目について半構造化インタビュー調査を行った。

表5 インタビュー対象者データ

査学校	調査対象（先生・生徒）	柔道段位	柔道経験	備考
学校A	保健体育男性教師	無段	大学の授業程度	
学校B	保健体育女性教師	無段	大学の授業程度	
	保健体育男性教師	無段	大学の授業程度	
	校長	無段	中学・高校授業	
学校C	保健体育男性教師	初段	週に一回練習	
	生徒A女子	無段	無し	運動苦手
	生徒B女子	無段	無し	運動苦手
	校長	無段	中・高・大の授業	元運動部顧問
学校D	保健体育男性教師	六段	元日本代表	柔道部顧問
学校E	保健体育男性教師	六段	高校柔道教師	柔道部顧問

表 6 インタビュー項目

対象者	質問事項
<p>校長 保健体育教師</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の武道に関する授業時間は何時間あるか？</li> <li>・ どうして武道の時間が「柔道」になったのか？</li> <li>・ その授業内容・指導内容はどのようなものか？</li> <li>・ 授業中の安全管理について</li> <li>・ 指導が出来る教員はいるか？</li> <li>・ 授業時の服装は柔道衣か？</li> <li>・ 授業に対する生徒の意欲は高いか？</li> <li>・ 武道の研修は受講しているか？</li> <li>・ 保護者への説明・保護者からの反応は？</li> <li>・ 女子が武道の授業の場合その際の注意事項は？</li> </ul>
<p>生徒</p>	<p>武道の授業に対しての感想 授業意欲は？ 怪我については？ 柔道衣について？</p>

## 第4章 研究結果

### 第1節 小学生の保護者を対象としたアンケート調査

#### 【小学生の保護者を対象としたアンケート調査】

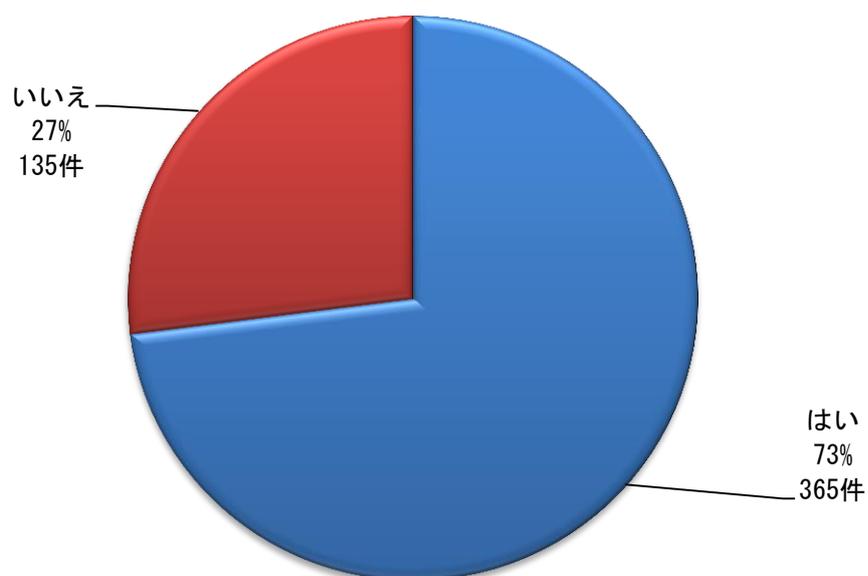


図6 「Q1 現在、スポーツ系の習い事はしていますか？」結果

「現在、スポーツ系の習い事はしていますか？」の問いについては73%の児童が「はい」と回答した。多くの児童が日常的にスポーツに親しんでいることが明らかとなった。

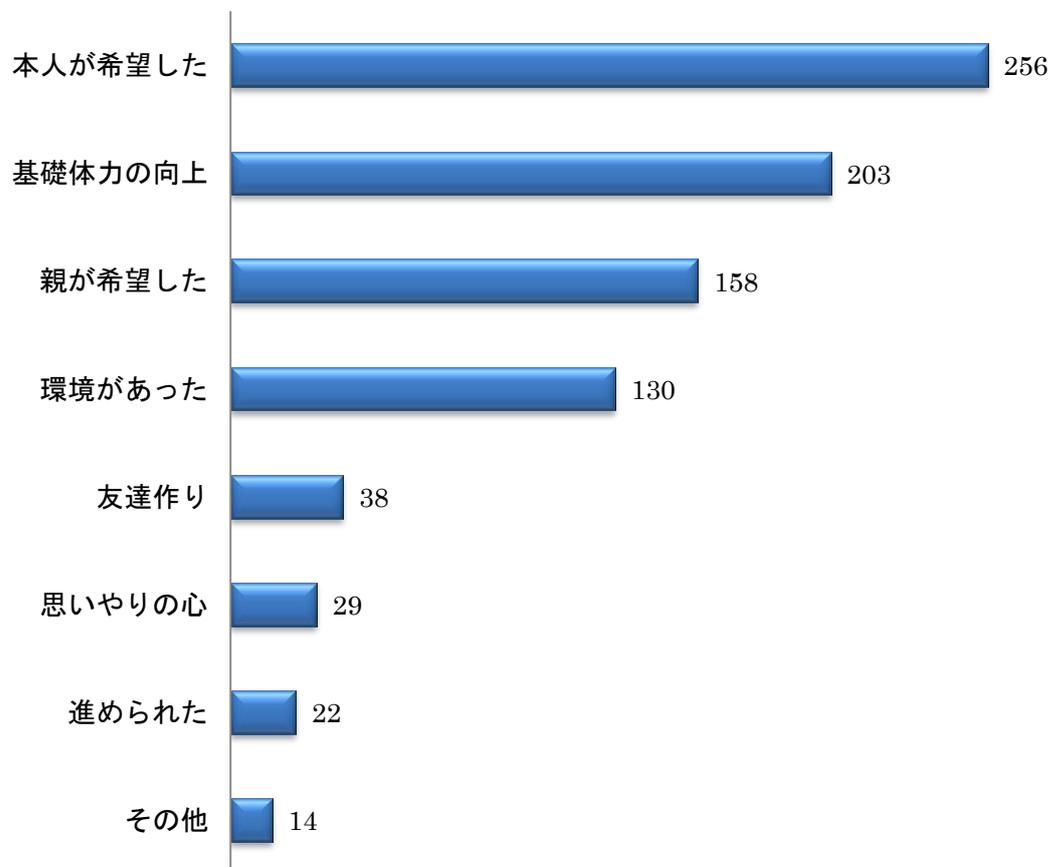


図 7 「Q2 そのスポーツを選んだ理由」結果

そのスポーツを選んだ動機については、「本人が希望した」256件、「親が希望した」158件と半数近くを占めた。「基礎体力の向上」203件、「環境があった」130件となった。

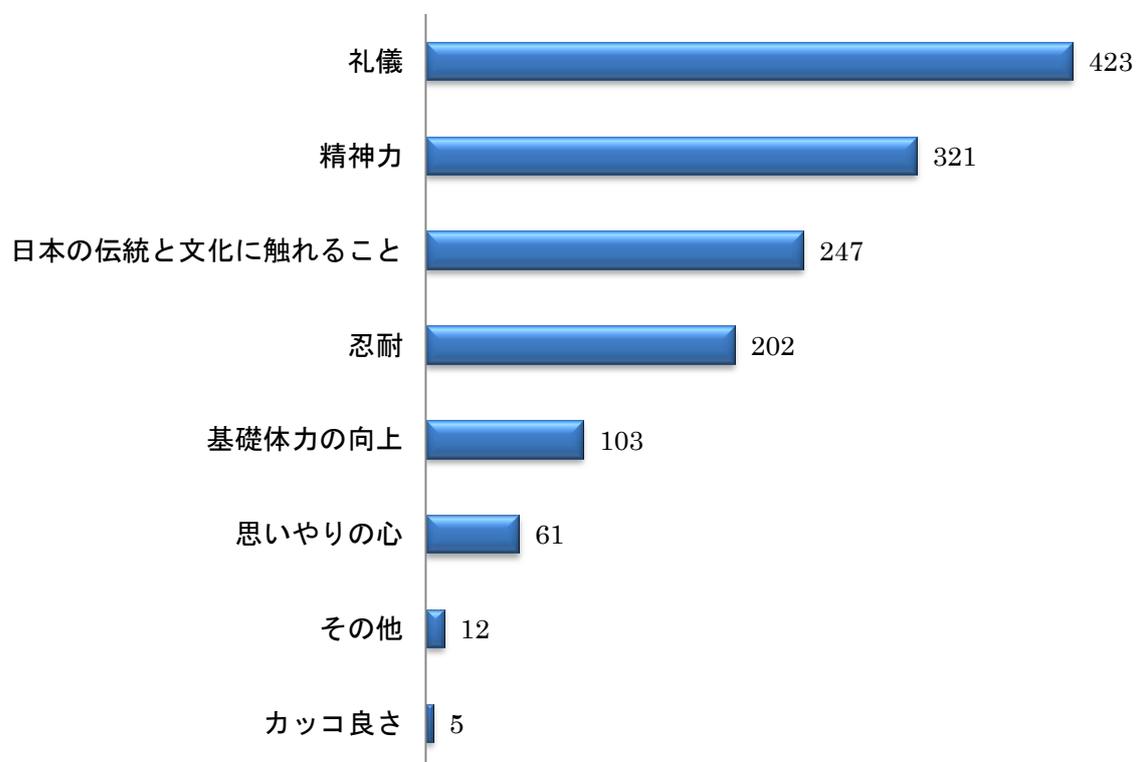


図 8 「Q3 柔道という武道に求めるものは」 結果

柔道という武道に求めるものについては、「礼儀」31%、「精神力」18%、「日本の伝統と文化に触れること」18%、「忍耐」15%になった。その他の回答では、「護身」と言う意見もあった。

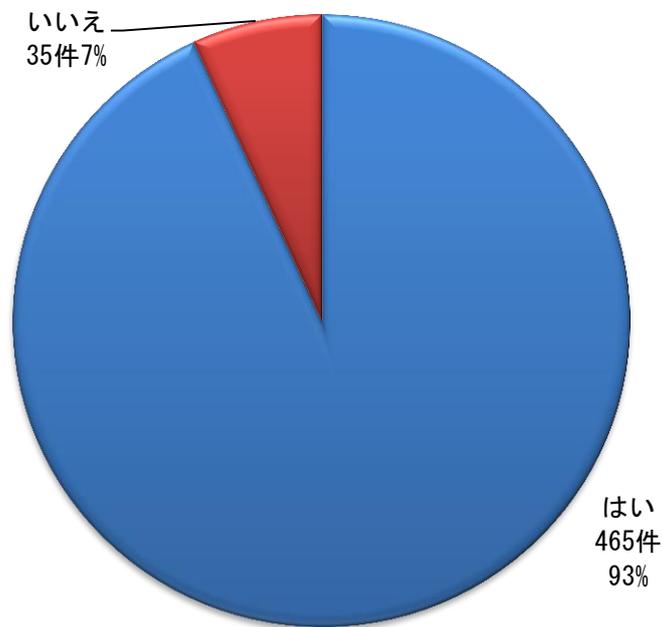


図 9 「Q4 マスコミで柔道を見たとき聞いたことはあるか」結果

柔道を見たこと、聞いたことはあるかの問いについては、「はい」の回答が93%を占めた。

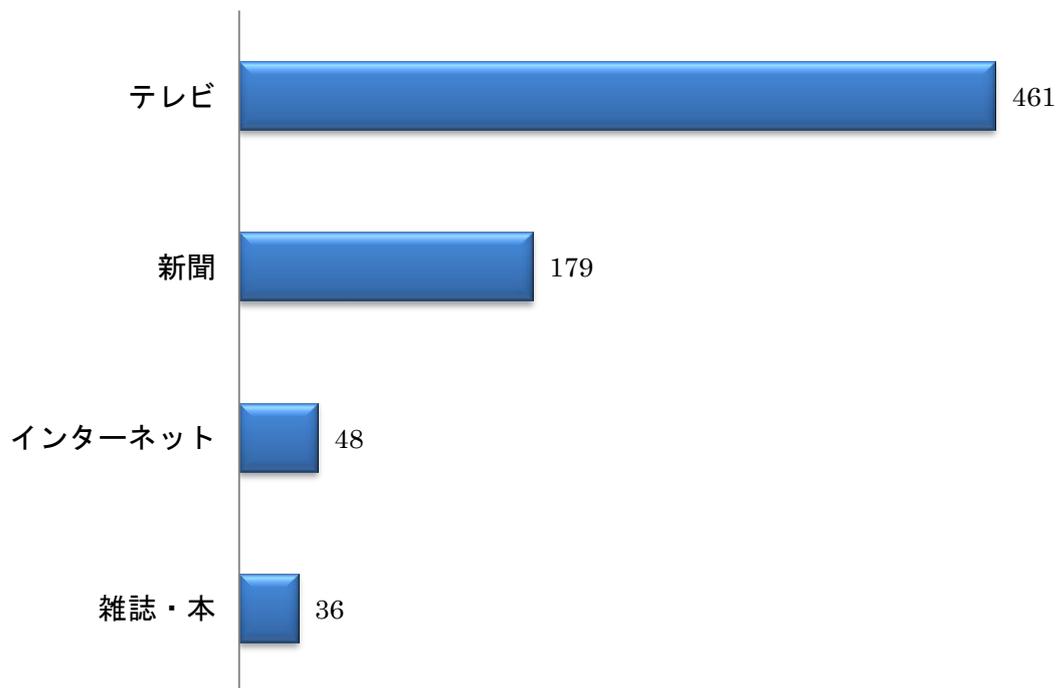


図 10 「Q5 マスコミのどんな方法で柔道を見たか」結果

どんな方法で柔道を見たかについては、「テレビ」が 461 件で半数以上を占め、多くの方がテレビで柔道を目にすることが分かった。また、「新聞」25%、「インターネット」6%ということが分かった。

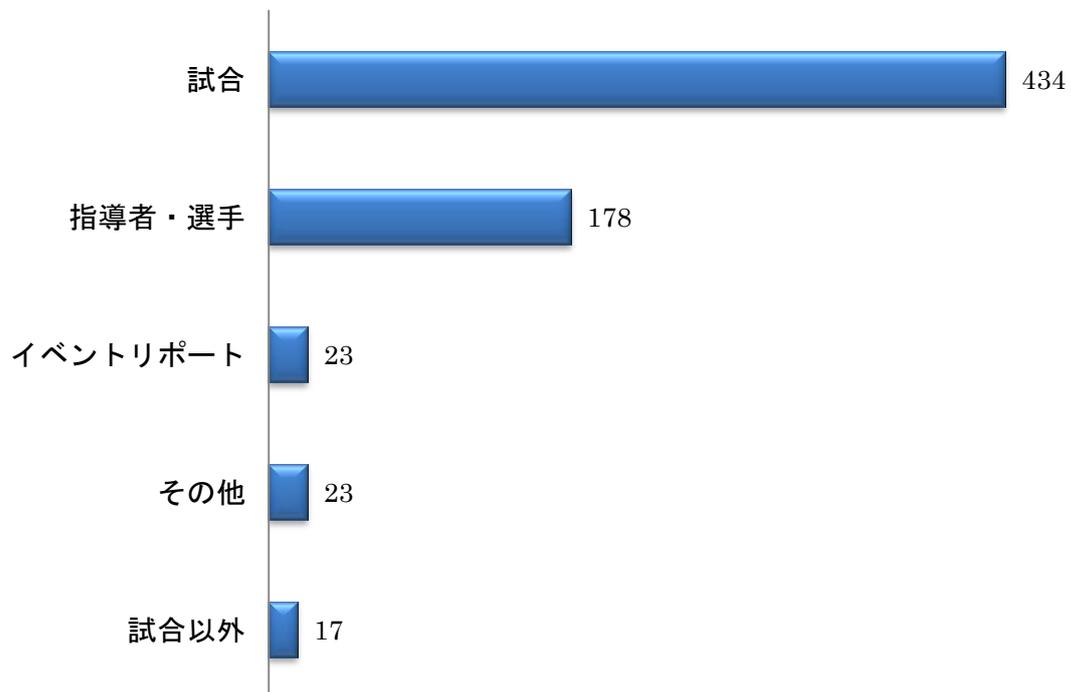


図 11 「Q5-2 情報内容」結果

情報内容については、「試合」434件、「指導者・選手」178件となった。柔道はマスコミ、主にテレビで試合をやっているときに見ることが多い。その他の意見で指導者の不祥事が聞かれた。

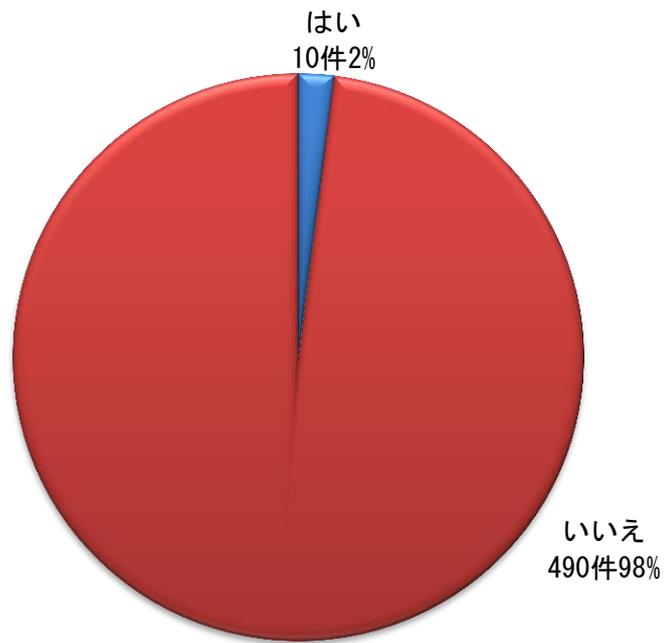


図 12 「Q6 柔道経験はあるか」結果

柔道経験の有無については、「いいえ」98%となった。ほとんどの児童が柔道を体験したこと、習ったことはないと回答。やったことがある児童も習っている、定期的に行っている人はいなかった。

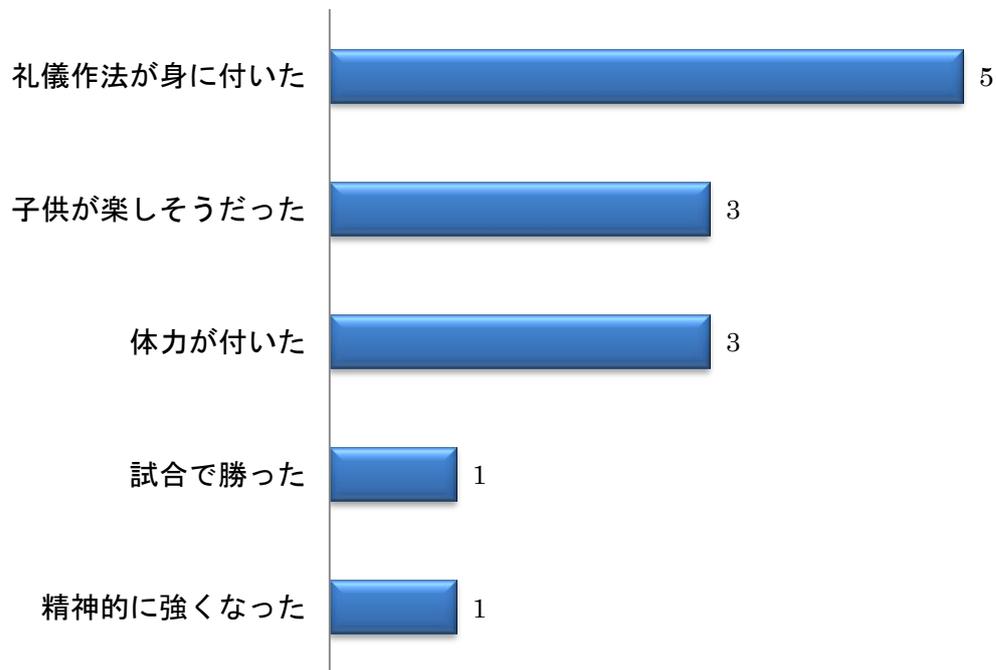


図 13 「Q7 柔道を経験してよかったことは」 結果

Q6 柔道経験の有無について、「はい」と答えた中で柔道を経験して良かったことを調査した。「礼儀が身に付いた」が 5 件、「体力が付いた」「子供が楽しそうだった」が 3 件、「精神的に強くなった」「試合で勝った」がそれぞれ 1 件だった。やはり「礼儀作法が身に付いた」が多いことが分かった。

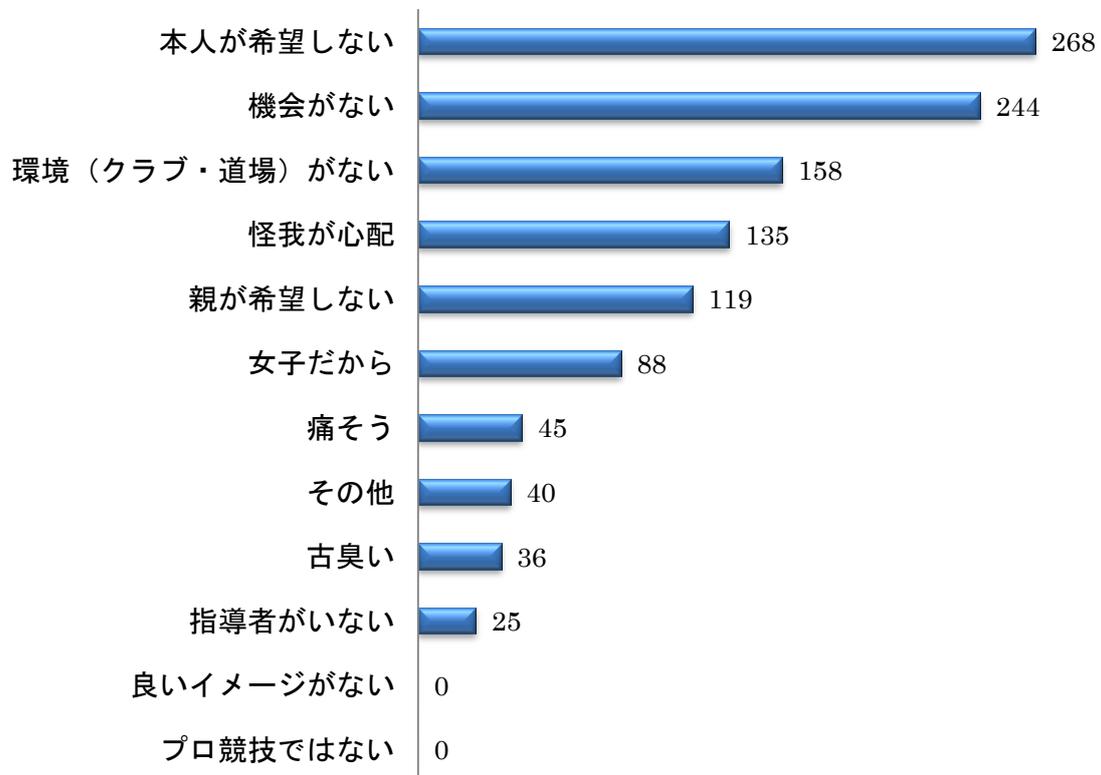


図 14 「Q8 体験しなかった理由」結果

柔道を体験しなかった理由としては、「本人が希望しない」268件、「親が希望しない」119件と意欲の問題も多かったが、「機会が無かった」244件、「環境（クラブ・道場）が無い」158件と機会の少なさに対する意見も多かった。また、女子では「女子だから」88件との理由で体験をしないと回答があった。その他で護身術としての意見もあったが、少数であった。

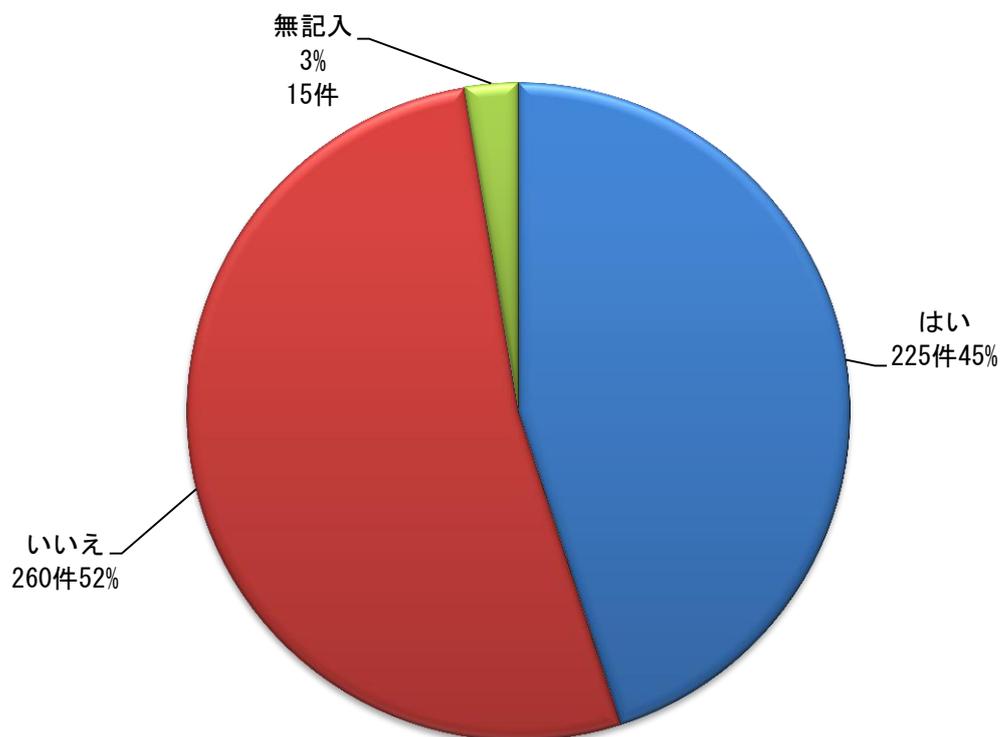


図 15 「Q9 : Q8 体験しなかった理由」が改善後、  
柔道を習いたい、体験したいと思いますか 結果

Q9「Q8 が改善後、柔道を習いたい・体験したいか」の問いに対しては、「体験したい」45%と半数以下の回答であった。

第2節 武道必修化に伴うインタビュー調査

第1項 インタビュー調査結果

表7 インタビュー調査回答

カテゴリ	件数	具体的な声
年間の授業時間	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8～13時間（校長、男性教師無段）</li> <li>・週に一回の授業がある（男性教師六段）</li> </ul>
何故、武道の時間に「柔道」が採用されたか	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の武道用具や道具の購入予算が取れない（校長、男性教師無段）</li> <li>・必修化以前から柔道の授業でやっていた（校長）</li> <li>・先生が経験者だったから（女性教師無段）</li> </ul>
授業内容・指導内容	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道についての講義、礼儀作法・礼法、受身で全授業時間が終わってしまう（男性教師無段）</li> <li>・出来るだけ特性を生かした授業内容が出来るように心がける（女性教師無段）</li> <li>・しっかりと受身から教え、最後は試合までさせる（女性教師無段）</li> <li>・その時の生徒に合った指導内容にしている（男性教師無段）</li> </ul>
授業中の安全管理について	7件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内では危険と思われる動作はしない、させない（男性教師無段）</li> <li>・しっかりと畳に慣れさせる（男性教師六段）</li> <li>・敷いてある畳がずれ、そこに手や足の指を挟まないように常に畳には気を使う（男性教師無段）</li> <li>・受身を徹底させる（女性教師無段）</li> <li>・やり方を間違えて行くと必ず怪我をすると生徒に意識を植え付ける（男性教師六段）</li> <li>・授業に対し、緊張感を持たせる（男性教師六段）</li> <li>・年度最初の授業に映像を交え、柔道の特性を説明し、怪我や事故など起こり得る危険なことを説明して授業に入る（男性教師六段）</li> </ul>

施設環境	5 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業の準備・後片付けで授業時間が少ない (男性教師六段)</li> <li>・ 武道の授業準備に時間がかかる。 (男性教師無段)</li> <li>・ 準備・片付けも武道の授業の内 (校長)</li> <li>・ 専用の施設があり、すぐに授業に入れる (男性教師六段)</li> <li>・ 授業期間は半分敷きっぱなしにしている (校長)</li> </ul>
用具・服装	7 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段着る機会が無い為、新鮮 (生徒)</li> <li>・ 柔道衣は学校で購入し、着まわしている (校長)</li> <li>・ 男女共に柔道衣の下に体操着を着る (男・女性教師無段)</li> <li>・ 個人で購入し、授業で使用後、ロッカーに保管し、また次に着る 授業期間が終わったら家に持ち帰る (男性教師無段)</li> <li>・ 汗の出にくい冬場に行く (校長、男・女性教師無段)</li> <li>・ 使用後、洗うことが出来ない為、衛生状態悪い (男性教師無段)</li> <li>・ 個人の自由 (男性教師六段)</li> </ul>
授業に対する生徒の意欲は	7 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の意識が高い・低いがはっきりしている (男性教師無段) (男性教師初段)</li> <li>・ 運動が苦手な生徒も楽しんでいる。(校長) (女性教師無段)</li> <li>・ 怪我を心配している生徒がいる (男性教師無段)</li> <li>・ 授業内で目標を持たない生徒がいる (男性教師無段)</li> <li>・ 武道の日は学校を休んでしまう子がいる (女性・教師無段) (男性教師無段)</li> <li>・ 見学が多い (男性教師初段)</li> <li>・ 今の中学生は運動能力が低く、何をさせても出来ない (男性教師無段)</li> </ul>

指導が出来る 教員はいるか	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先生が柔道未経験者のため、柔道の特性を生徒に指導できない。(男性教師無段)</li> <li>・怪我が気になる(男・女性教師無段)</li> <li>・専門的指導が必要な為、外部指導員の要請(女性教師無段・男性教師初段)</li> <li>・ダンスも武道も未経験の為、教えることが出来ない(男性教師無段)</li> <li>・外部指導員に女性がほしい(女性教師無段)</li> <li>・運動が苦手な生徒への目標の持たせ方が出来ない(男性教師無段)</li> </ul>
研修に参加 ・教本内容は	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体で行われる研修に時間があるときに参加させる、する(校長、女性教師無段)</li> <li>・内容をうまく把握できない(男性教師無段)</li> <li>・理解できない(男性教師無段)</li> <li>・時間が無く、研修に参加できない(男性教師無段)</li> </ul>
保護者への説明・反応	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怪我は不安だが、学校が決めたことなので容認(男性教師無段)</li> <li>・特に学校側からの説明はしない(女性教師無段)</li> <li>・学校HPに年間授業計画を載せている(校長)</li> </ul>
生徒の反応	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動は苦手だが柔道の授業は楽しい(生徒)</li> <li>・柔道衣はカワイイ(生徒)</li> <li>・怪我が怖い(生徒)</li> <li>・投げられて痛い(生徒)</li> </ul>
その他	1件	外部指導者は授業では必要な人材だが、校内に部外者を入れるのは考える必要がある(校長)

表 8 インタビュー回答から各中学校の問題点

中学校 質問事項	A 中学校	B 中学校			C 中学校		D 中学校	E 中学校
	男無	校長	女無	男無	校長	男初	男六	男六
武道の年間授業時間は	11 時間	8 時間			13 時間		週 1	週 1
授業・指導内容は	×	○	△	△	○	△	○	○
授業の安全管理について	×	○	△	△	△	△	○	○
施設・環境について	×	○	×	×	△	×	○	○
教員だけで指導は 行われているか。	○	△	△	△	×	×	○	○
用具・服装	△	△	×	×	×	×	○	○
生徒の授業意欲は	×	○	×	×	△	×	○	○
自治体主催の研修への参加	×	○	○	△	○	○	△	△
女子の授業での注意事項	○	○	○	—	△	△	—	—

汎例 ・問題と感じている：× ・問題と感じていない：○ ・どちらとも言えない：△

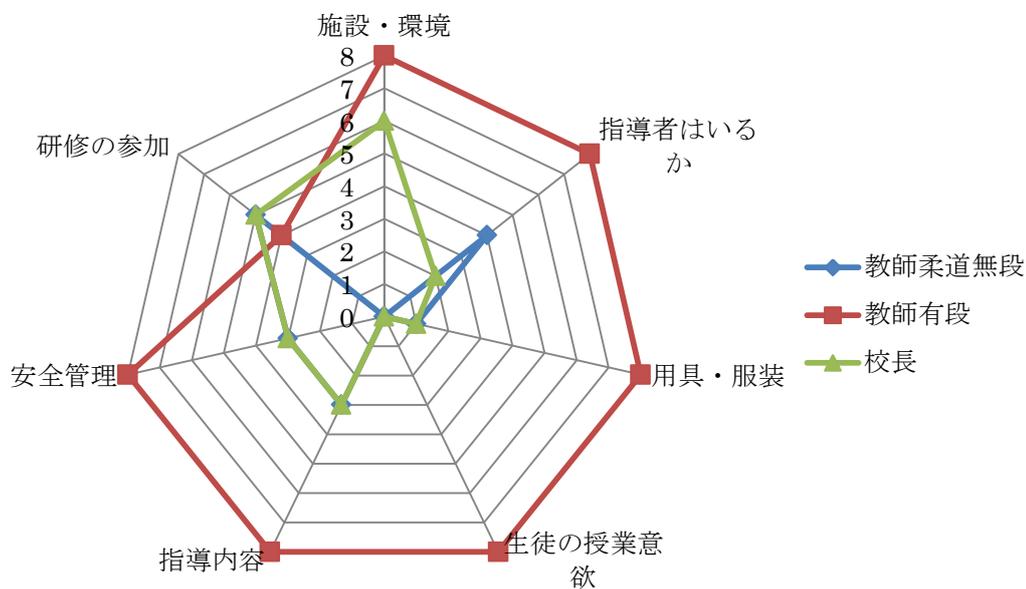


図 16 インタビュー結果比較

汎例 ○：4点、△：2点、×：0点

※世田谷区教育委員会が作成した武道教本内容を基準として各項目を点数化した。

## 第2項 インタビュー分析

武道を指導する教員へのインタビュー調査を分析した結果、武道必修化に伴い、実際の授業をするにおいて「指導者の不在」「施設」「柔道衣」「生徒の意欲」の問題点を抽出した。

授業で生徒を指導する指導者には、柔道という武道を指導するにあたり専門的な指導・知識が求められていることが分かった。柔道の経験・指導歴が無いと授業を進めることは非常に難しいと考える教師が存在している。しかし、全国の中学校で柔道の特性を授業内で指導できる指導者は少ないことが分かった。ある中学校では柔道の実技はほとんど行わず、柔道についての知識的講義や礼儀作法などを行い、年間の武道の授業時間を終えてしまうケースもあった。安全管理を最優先させ、生徒に怪我をさせない理由での授業内容である。

現在は柔道経験の無い保健体育の教員が各自治体の武道の研修を受け、実際の授業を行っている。指導者がいない場合は各自治体に外部指導員を派遣してもらい効果的な授業を行うように心がけている。部活と違い、授業内で無理をさせる指導者はまずいない。初めて柔道に触れる生徒に安全で競技の特性に触れることが出来るような、専門的な指導が出来る指導者が必要であることが分かった。

施設・環境については多くの公立中学校では柔道の授業に必要な施設をほとんど有していない。授業を行う為、各自治体で畳、柔道衣を購入する予算組みをし、現在各中学校で購入している。各公立中学校では授業の度に畳を敷き柔道衣の着替えをしてまた授業後に畳を上げる。柔道の授業時間が十分に取れていないことが分かった。年間の授業数が決まっている為、柔道の特性を体験できないまま年間授業数を終了してしまうケースもあった。

柔道衣については各中学校一括で複数を購入または、生徒個人で購入している。柔道衣の管理は学校が購入した場合、生徒に武道の授業期間内において貸出、柔道衣の中に体操着を着て使用、武道の授業期間が終った時点で学校側が洗濯し、他の学年が武道の授業時に着まわすような形をとっていた。生徒個人で柔道衣を購入している場合は、授業が終わるごとに畳んで学校に保管しておくような形をとっている。各学校、授業は出来るだけ汗の出にくい冬場に行い、学校登下校時、他の授業の用具がある為、柔道衣は持ち帰らないでロッカーに保管しているという回答があった。学校側が工夫し、生徒に配慮しているところもあるが、柔道衣の衛生状態は決して良くないことが分かった。

初めて中学校の授業で柔道を体験することになる生徒は、授業前は、「怪我をしそう」や「怖い」といった先入観を持つ生徒も多いた。回を重ねることに畳に体も慣れ「受身」を多く練習することにより、次第に怖さも薄れ授業後には、「面白かった」「またやりたい」などの意見も聞くことが出来た。生徒が授業内で目標を持ち、武道の授業での意識を高く持たせることが安全に、楽しく柔道の特性を授業で体験出来た。その要因が生徒に対し「怪我をしない」、指導者は「怪我をさせない」、という意識を常に持たせる

ことが大切ということが分かった。

### 第3節 フランスの柔道指導要領

フランス柔道連盟で統一した柔道の指導法として「Méthode française d'enseignement du judo-jujitsu」<sup>12)</sup> というフランスにおける柔道指導の教授法、柔道指導教本がある。この教本を作成する以前、フランスでは柔道の指導法というよりも技や技術練習しか行っていなかった。その上、初心者にはかなり厳しい練習内容であった為、1989年に指導教本を作成し、新しい制度を取り入れることとなった。フランスの指導教本では、年齢、モチベーション、経験によってそれらに相応しい教え方を取り入れている。同時に若い選手に新しい帯(昇級)制度を取り入れていることが分かった。

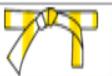
九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
								
6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳

図 17 フランスでの帯(昇級)制度

毎年、新しい目標(昇級)を目指して高くモチベーションを持たせることとした。その結果、年齢に相応しい指導を行うことが出来たとある。例えば、8歳にならないと7級を取れないシステムである。

練習については、大きく分けて3つの期間を指定している。

- ①L'initiation 手ほどき : 9級~7級
- ②Le perfectionnement global グループでの技術研修 : 6級~3級
- ③Le perfectionnement individualisé 個人の技術研修 : 2級~1級

初心者の指導について集中的・短期的な練習でなく、長期的に練習しながら技・動きなどを分析し正しい行動を身に付ける。長期的に身に付けた方がより効果的とある。

初心者の指導で重要なポイントは、

- ①「受け」(投げられる方)と「取り」(投げる方)の関係を教えること
- ②生徒の自然な反応・動きに合わせて適度な技を教えること
- ③基本的な動き(擦り足等)を教えること
- ④「相手の力を利用する」というコンセプトを教えること
- ⑤安全のために受け身を教えること
- ⑥柔道のルールと精神的価値を必ず覚えさせること

また練習においては、人によって時間がかかる、安全感・安心感を感じさせる、集中

力が低いので短く楽しい練習をするとある。

段階に準じた指導法として、9級から7級までの3年間で教える技は8種類ある。膝車、体落、背負投、首投、大外刈、後腰、浮腰、足車を指導している。

以降、各級において指導する技がある。

6級：大腰、送足払、一本背負投

5級：腰車、払腰、出足払

4級：袖釣込腰、内股、谷落

3級：巴投、手車

2級・1級はメイン練習の上に個人練習をする。個人練習が上手く行くと自分らしい柔道になる可能性がある。それが出来れば大会に出場したくなる、技術的な柔道をするようになる。指導する技については段階に準じ、細かく分類され指導をしていることが分かった。

また、練習で指導する際に意識するポイント（攻撃、防御）、シチュエーション（試合で負けている場面、勝っている場面等）、作戦（相手のバランスが悪いタイミングで技に入ること、カウンターアタックの方法等）、戦略（立ち技から寝技への移動、身をかわすこと）、自ら技術を磨くための気持ちの持ち方等、細かく分類されていることが分かった。

フランスでは柔道倫理の基本として柔道憲章<sup>13)</sup>がある。柔道は人間の教育方法であり、柔道の基本原理とルールを守りながら鍛練をする。それが出来ることによって自制や尊敬を理解出来るようになる。柔道の「道」という字が、柔道の教育的なクオリティーを表す。その柔道の特徴を意識し、柔道の道徳律が作成された。柔道・柔術・剣道・関連スポーツ連盟の目標は全てのクラブを一つの連盟に集まり、統一した教育方法と倫理に応じ、理想的な教育を目指すこととある。フランスの柔道憲章は柔道の精神的な価値や教育的な意志を定めていることが分かった。

## 第5章 考察

### 第1節 アンケート調査

小学生の保護者を対象にしたアンケート調査については、子供は体を動かすことが好きである。しかし現在は昔に比べ体を動かすことが少なくなっている。首都圏の大都市においては「遊び場がない」、「テレビゲームの普及」などの理由が多く、それを解消するためにスポーツ等の習い事をする児童も多いと考える。多くのスポーツの中でもサッカーや野球のプロスポーツや健康志向の水泳が人気である。

柔道が行われている場所は意外にも多い。いわゆる『町道場』である。しかし、その道場の存在を知る人は少ないと考える。プロスポーツや学校体育の授業内で行われるスポーツに比べ、テレビ等のマスコミでの露出も少なく、柔道を始める契機は少ないと考える。

また、道場という独特の雰囲気の中、始める意欲はあるが「入りづらい」と感じる人も多い。現在、小学校体育では武道・柔道の授業はない。柔道に触れる機会は少なく、柔道を始める契機で多いのは誘われて始めることである。<sup>14)</sup> 多くの人は柔道の国際大会など、試合をテレビ放送で見たことはあり、柔道という競技はメディアを通じて知っているが、始める・体験をする契機にはならず、4年に一度オリンピックだけが注目される観る競技であると考え。今後は競技や躰、道徳教育としてはもちろんだが、体験しやすい、柔道に関心をもってもらうためのアピールも必要である。

児童が中学校に進学した際には武道・柔道の授業を受ける可能性がある。しかし、児童、保護者とも武道に対する意識は低い。全日本柔道連盟は柔道に対し意識の向上をさせるための施策が必要と考える。

### 第2節 インタビュー調査について

武道必修化に対してのインタビュー調査での分析結果から授業内で4つの問題点、「指導者の不在」「施設(畳)」「柔道衣」「生徒の授業への取り組み」があることが分かった。

専門的な武道の指導が出来る指導者は授業を安全に行う上で必要不可欠である。柔道の授業でまずは礼法と、ケガをしないよう受身の取得から学ぶ。その受身を取得する為にしっかり指導できる指導者が必要である。さらに一対一で行う競技の為、まずは教師が見本を見せる。その際もやはり経験者が見本の相手(チームティーチング)をした方が見ている生徒が柔道の動きを理解しやすい。現時点で外部指導員が授業をサポートすることは大切であるが、将来的に中学校の保健体育教員が授業を行い、生徒を制御することが望ましいと考える。また、柔道の特性を指導出来る指導者養成が今後できれば中学校において授業内容の充実が図れると考えられる。中学校で安全な柔道の指導を行うためには、環境(道場施設)、指導者、生徒(受講者)の3つの要因がしっかり揃っていればまず怪我をすることはない。しかし、その3つのどれかが欠けることによって怪我や事故が起こると考える。

武道必修化に伴い、体育系大学の中学校教職課程では武道の指導者養成は必要不可欠

なものになる。しかし、武道必修化が決まった後も特に大学の教職課程は変わっていない。今後は、武道・柔道が専門でない学生に対しても教職課程で武道・柔道の教え方、授業に対する意識の持たせ方等、多く学んで行く必要があると考える。

生田、村松<sup>15)</sup>らは、柔道の授業を受ける前後では生徒の意見が分かれたと言っている。受ける前は、「痛い」「怪我が怖い」「臭い」「汚い」などネガティブな意見が多かったが、授業後の感想を聞くと多くが、「楽しかった」「面白かった」と答えている。授業後のアンケート調査ではすべての生徒が「授業は楽しかった」と答え、「柔道をやることが楽しくなった」89.7%であり「柔道を見るのが楽しくなった」92.3%であり、この授業によって柔道への好感度が上がったと考えることが出来るとある。授業内容で生徒の意見は全く違うものになる。指導する教員が生徒に対し目標を立て、工夫することで「面白かった」「柔道が好きになった」等の意見が生まれると考えられる。

柔道の特性を自治体の研修で受けた教本通りの授業だけで分らせることは非常に難しいと言える。学習指導要領の「技能」「態度」「知識」「思考」「判断」は授業の目標を立てる際の基準であり指針である。授業を行う教師の工夫次第で十分柔道という競技の特性を理解し、生徒の授業への意欲に繋がると考えられる。

読売新聞<sup>16)</sup>では愛知県が県教委の委託を受けた県柔道連盟が過去30年間、計6日間の講習だけで体育教師に指導資格者の象徴である黒帯(段位)を与えていたことを報じた。ここまで怪我や重大事故の報道がありながら、愛知県主催の簡易的な研修内容で学校の体育教員に対し初段を与えていたとは大きな問題であると考えられる。この研修で初段を取得した体育教師が、実際の授業でどのような指導がなされるのか心配でならない。愛知県だけではなく他の自治体でも同じようなことがある。日本国憲法13条、16条に「子供が安全に教育を受ける権利の保障」<sup>17)</sup>がある。指導者が資格や初段を取得することが重要ではなく中学校での武道の授業に対し、いかに安全対策を適切に行い、怪我や事故を未然に防ぐ知識こそが重要である。

フランスで柔道指導をするにおいてフランス柔道連盟では1972年に起こった柔道の死亡事故が契機となりスポーツ教育者国家免許資格制度(BEES)<sup>18)</sup>を開始した。フランスでは多くの競技実績があっても法に基づき資格免許を持たなければ有償でスポーツ指導を行う事は出来ない制度である。フランス国内で6423名が柔道の指導者登録をしている(2010年現在)。スポーツ教育者初級国家免許(BEES1)、スポーツ教育者中級国家免許(BEES2)およびスポーツ教育者上級国家免許(BEES3)がある。本免許は、各スポーツ種目の指導に対応した国家免許であり、2010年時点で61種目の国家免許資格がある。初級(BEES1)はスポーツの推進および入門指導のための免許、中級(BEES2)はスポーツの技術指導のための免許、上級(BEES3)はスポーツ教育者の最上級の資格で専門家・研究者など限られた者がもつ免許である。本免許を取得するためには、体育学・スポーツ科学の共通する専門知識、各種スポーツ種目に関する専門知識、論文および外国語の試験が課される。養成課程で所定の履修課程を修了した後で、各州で最終試験が

実施されるとある。

フランス柔道連盟同様、全日本柔道連盟では柔道指導者のさらなる資質向上と正しい普及発展を目的として、平成 20 年に指導者養成プロジェクトを立ち上げた。<sup>19)</sup> 日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的信用を高め、地位を確保する事を目的に、平成 25 年度より柔道指導者資格制度を完全導入することになったとある。

柔道指導者資格制度では、すべての指導者が資格取得によってその指導力を証明すると同時に、定期的な更新講習を通して継続的な指導力向上を行う。平成 25 年度からは資格の取得は複数日にわたる講習会の受講と審査試験を経ることか必要となるが、平成 24 年度までの現役指導者については、これまでの指導経験を考慮し、かつ現場での混乱を避けるために特別に移行措置を準備した。多様化する現代においては、指導者に求められる役割と責任がますます大きくなっている。多くの指導者が公認資格を取得し、継続的に研修活動を行うことで、多くの知見を得て、経験を言葉にそして知識を知恵に変換してより良い指導を行っていくとある。

平成 24 年度現在までは 20 歳・柔道 2 段以上のであるなら誰でも全日本柔道連盟に指導者登録が出来た。しかし、この指導者資格制度が出来、自己判断ではなく客観的に見て指導者としての資格証明と言える。

表 9 全日本柔道連盟指導者資格制度

区分	A	B	C
レベル	全国レベルの指導者としての専門的指導力を有する	地区を代表するレベルの専門的指導力を有する	指導に必要な基礎的指導力を有する
大会参加資格	全柔連主催の全国大会で監督	全柔連主催の全国大会の出場権をかけた地区大会での監督（国体は日体協基準を優先）	都道府県大会での監督 *AやB指導員の指導下で地区大会以上のコーチ
年齢 段位 年限	24歳以上 五段以上 B取得後2年以上、 継続して実務にあること	22歳以上 四段以上 C取得後2年以上、 継続して実務にあること	20歳以上 三段以上
	※学校課外活動の顧問については、それぞれの実情を配慮し、別に例外措置を講ずる場合がある。		
取得方法	区分に応じ、中央/地区/都道府県の講習会のいずれか（または複数）を受講したのち、資格審査試験を実施		
更新方法	中央/地区/都道府県の講習会のいずれかを2～4年ごとに受講し更新する（検討中）		
日体協指導者資格との関係	コーチ資格等との連携を予定（「専門科目」の免除）		

全日本柔道連盟HPから抜粋し筆者作成

しかし、フランス柔道連盟の指導者国家資格と全日本柔道連盟の指導者資格が同じレベルとは言えない。強いから段が上がる、段を持っているから上のレベルで指導が出来る、など日本の指導者資格制度は柔道の実力・競技実績だけの資格となる。弱いから段が上がらない、段が上がらないから指導が出来ないではなく安全に、楽しんで競技に取り組める環境作りが重要と考える。誰にでも安全に柔道の指導が出来、極めて簡単・明瞭な指導マニュアルの構築が必要である。この指導マニュアルの構築と、安価な柔道衣があれば今後、柔道競技は今以上に普及・発展すると考える。

筆者が行っている指導法の一例として、柔道の中にサッカーの動きを取り入れたものがある。サッカーのインサイドキックは、柔道でいう「足払い」、トウキック（つま先）

はボールを蹴った後、戻した足で柔道の技で大外刈り、シュートで大きく足を後ろに振り上げた足は柔道では、相手を跳ね上げる技（内股、跳腰）に近い動きである。サッカーの動きをすることで同じように柔道の動きが出来ることは感覚的にも取り組み易いと思われる。授業も臨機応変に対応することが出来れば、生徒にとって興味深い授業になるとと思われる。

施設・環境については、柔道をするにおいてまた、安全管理において畳は必要不可欠なものである。しかし、畳を敷いてある道場施設を持っている公立中学校はほとんど無い。行政で所有する柔道場施設を使用することも考えられるが、授業の為に施設を独占的・優先的に使用することは近隣住民の反発も予想されるために難しい。したがって授業をする場合は学校内の施設に畳を敷く作業が必要になる。授業時間内で授業準備・片付けをする為、どうしても授業時間が他の教科の授業に比べ、授業実行時間は少ない。また、簡易的に敷いた畳が動いて畳がずれてしまい、畳がずれた場所に足や手を入れてしまい怪我に繋がる恐れもある。時間の確保や畳ができるだけずれないように工夫等が出来ないかと考えられる。ただし、1時間目に畳を敷き、2時間目以降は敷いた状態を保ち、他のクラスが使用出来、最後のクラスが片付けをする。時間を有効に使い、授業の実行時間が増えたケースもあった。授業時間を効率的に使用することを考えることが大切である。

柔道衣については、衛生的には個人で購入し、授業ごとに持参することが望ましい。仮に授業中出血し、血の付いた柔道衣を他の生徒が着ることになれば敬遠されると思われる。実際、柔道競技の試合では、柔道衣の衛生状態が悪い場合の試合は負けになるケースもある<sup>20)</sup>。常に衛生状態の良好さも求められる。衛生面から考えれば自己で柔道衣を管理し、使用后、家に持ち帰ることが理想である。しかし、年間の授業回数（8～13時間）、予算等を考えれば、学校で柔道衣を購入して生徒に貸出す方法もある。いずれにせよ、生徒にとっては、普段なかなか着る機会のない柔道衣を着ることは柔道を理解する要因である。

生徒の授業への意欲・取り組みについては事故・怪我等の心配から授業内で目標を持たない生徒が多い。中には武道の授業がある日は学校を休んでしまう生徒もいた。指導をする指導者も目標を持たせるような指導が出来ないため、柔道の特性に触れないまま年間授業を終えてしまう生徒もいる。まずは生徒に柔道は楽しく、安全と思わせるような指導・雰囲気づくりが必要とされる。

以上の問題点が今後改善されれば中学生に対し、柔道は普及すると考えられる。また、安全に出来る競技ということが分かれば保護者の不安も消えると思われる。ただし、施設の問題はすぐに改善されることは難しい。指導者はより安全な授業体制が求められる。武道必修化は、日本柔道界にとって柔道という武道が普及する良い機会であると同時に、大きなリスクであると考えられる。授業内容によっては「礼儀が身に付いた」「基礎体力が向上した」「精神的に強くなった」と期待されることも多い。しかし、大きな怪我

や事故があればすぐに問題に上がり、「柔道」という武道の必要性を失いかねない。授業における怪我・事故に対し安全管理が出来れば教育的価値のある武道として学校体育に根付いていくとも考える。

近年、日本の柔道競技はスポーツ化が進行し、オリンピックのような大きな試合に勝つことを目的とする、いわゆる「勝利至上主義」の傾向がある。少年柔道の普及・発展には競技志向に偏らない教育的な指導が必要と考える。それがうまくいっているのがフランスである。フランスと同じように幼少期からの教育的価値を持つ武道としての普及策が必要と考える。

### 第3節 フランス指導要領

現在、日本においては全日本柔道連盟が統一して作成した指導教本は存在しない。フランスでは柔道の技術、状況に応じた動き、精神的部分、練習法等、細部に至るまで細かく指導が出来る教本があり、それに沿って指導している。

日本の指導と異なる点は、まず指導する投技にある。基本的、試合で見られる実践的な技まで柔道では多くの「投技」が存在する。日本では柔道に代表されるような投技（背負投、大外刈り等）を最初に指導することが多いが、フランスではナショナルチームの選手が使う初心者には向かないような投技（首投げ・後腰・足車）、日本においては安全性に欠けるような投技、危険と思われるような投技をフランスでは手ほどの段階で、子供の興味や関心の高い技を分類し指導している。

もう一つは練習法にある。日本では基本とされる形（礼法、受け身、基本的動き、技の練習である打ち込）を何度も反復練習させ、その状況になった場合、自然と動けるように練習を行い、基本的技能の取得を目指した「個人練習」が重視されている。フランスでは、実践的な練習・对人的技能の取得を目指した「相対練習」が中心に行われている。特に「打ち込み」（技に入り、投げる直前までを繰り返す練習法）については練習で行ったとしても技が上手くなるという考えにならない。6歳～9歳までの柔道家がある内容を繰り返すには実践の目的や効果を理解する段階になっていなければならない等、日本の練習法を否定するなど日本とは練習法に対する考え方が違うと思われる。

普段から適切な指導法として遊びの要素（柔道に関係のある動き、関係のない動き、サッカーや他の競技を行う）を取り入れる等、個別練習や創造力を促す練習を行い、参加者・練習者に飽きが来ないように工夫をして指導をしている。

1年間の柔道の経験を積んだ後、2年目からは指導法の中で試合を意識している。実践的な指導が取り扱われ、技に入るタイミング、シチュエーションなど日本ではそのような指導法はなく、より細部にいたるまで指導を行っていると考えられる。

フランスでは柔道に関する多くの事が統一されており、柔道の参加者がどこに行っても自分のレベルに合った指導を受けることが出来る。またパスポート（証明書）と呼ばれるものがあり各個人、何が出来て何が出来ないかを目で見えてわかるカードを所持している。柔道を行う上でこのパスポートが習得の目安になりモチベーションを維持するも

のになっていると思われる。フランス柔道連盟が子供の参加者に対し、柔道に興味を持たせる工夫を行っている。

Michel Brousse は倫理の規範<sup>21)</sup>としてフランスの教育基本に基づき、指導者の心構えを必要としているとある。指導者は生徒の見本であり、生徒のモチベーションを理解するのは指導者の一番重要な役目である。柔道をどのように上達させるか、失敗・挫折等をした際どのようにそこから学ばせるか。体罰は指導者の失敗と弱さの証明であり、このような行為は柔道の教えに反するとある。フランスでは指導者と生徒は対等の立場にあり、指導者と生徒の信頼関係がある。フランス人は幼少から自分の意見を隠さず表に出すという教育を受けている。当然指導者に納得が出来ないときは口論となり、それを正しい方向に導くのが指導者の技量となると考える。先ずは人間として対等という考え方が根底にあり、相手をそれぞれの立場から尊重し成り立っていると考える。ナショナルチームの選手においては、選手自身が自覚し、目標を自分で考え、練習を行い達成する。選手が壁にぶつかった時、アドバイスが必要な時にコーチ、指導者が手助けをし、選手と共に問題解決を図っている。

まとめとして今後の日本柔道にとっては、オリンピック・国際大会の勝利は普及・発展の為には今以上に必要である。しかし、ただ勝つだけでなく、柔道の授業で習うように正しく組んで、正しい技を使い、綺麗に相手を制御して勝つことが要求される。そして試合の前後には正しい礼法で相手に尊敬、感謝の態度を伝えることが大切である。中学校で武道が必修化された今後、柔道に関心を持たれることが多くなると考える。日本代表の選手は児童・学生の見本となるような態度で試合に出場をする必要がある。選手は試合に対し全員が勝ちたいし、負ければ悔しい。しかし柔道は「精力善用」「自他共栄」を基本理念に掲げ、単に試合の勝利を目指すのではなく、精神鍛錬という側面の重要な目的がある。この目的をどれくらい理解し、試合に出場している日本代表選手がいるであろうか。日本人選手より外国人選手の方が理解しているように感じる。そのことが近年の試合結果に表れ、日本代表選手が対外国人選手に押されている要因になっているものと考えられる。今までのような試合に勝つだけの勝利至上主義では日本柔道の発展について多くを望むのは難しい。近年、選手の多くは柔道の基本理念を正しく解釈しないまま柔道競技に取り組んでいたと考える。教育的価値のある武道として再出発が望まれる。

## 第6章 結論

本研究は、2012年より開始された中学校武道必修化における柔道の授業で、どんな問題が起きているのか明らかにしたものである。

第1章では背景と目的を述べた。1964年東京オリンピックで柔道が正式種目となり、オランダのアントンヘーシングが日本の神永昭夫を破り金メダル獲得。世界に普及していく一因となった。以降、国際柔道連盟に加盟する国と地域は200となっている。嘉納治五郎は基本理念を「精力善用」「自他共栄」とし、単に試合で勝つためだけでなく、精神鍛錬を重要な目的にしている。1898年に旧制中学校に柔道が正課授業に採用。以降、中学校、師範学校、小学校と教育機関で柔道が正課として採用された。戦後一時、学校において柔道は禁止されたが、その後体育教材として再び認められ、2006年教育基本法が改訂された。2008年学習指導要領の改正で、2012年中学校において武道が必修化された。

本研究では、近年、怪我や柔道の死亡事故が多く報道される中、実際の柔道の授業における問題点を明確化し、提言を行うことを目的とする。

第2章では研究手法を記述した。本研究では、将来、中学校進学を控える小学生の保護者を対象とし、柔道に持っているイメージ、体験の有無などをアンケート調査した。さらに3つの中学校で実際に授業をする保健体育の男性教師柔道無段・有段、女性教師柔道無段、校長、生徒合わせて10名にインタビュー調査を行った。また、柔道の普及先進国で知られるフランスの柔道指導要領について調査を行った。

第3章では研究結果を記述した。アンケート調査については、現在、日常的にスポーツを行っている児童が多かった。その中で柔道を習っている、体験したことがある児童はほとんどいなかった。また、メディアを通じ競技を見たことはあるが、実施を考えるまではならなかった。インタビュー結果をもとに分析した結果、授業に対する不安要素が抽出された。授業環境によるものが多く、すぐには改善できない。しかし、いずれも怪我につながる項目であった。フランスでは柔道指導に関するフランスで統一された指導教本が存在し、それに沿って細部に至るまで細かく指導がされている。また日本では教えないようなことも経験の浅い内から指導し、興味や関心を重視していることが分かった。

第4章ではこれまでの研究結果をもとに、中学校武道必修化における柔道授業の問題点を考察した。

アンケートの調査結果をもとに、小学生の保護者の意見を整理した。多くの児童は球技、水泳などプロ競技の憧れや体力作りの為にスポーツを行っていた。柔道は礼儀が身に付くなど、柔道のことは知ってはいる。しかし、保護者の方がさせたいなどもなかった。4年に一度オリンピックで注目される機会が来る、アマチュア競技であると考える。

インタビュー結果をもとに中学校授業の実行場面で「指導者の不在」「畳・柔道衣」

の施設、用具・道具、生徒の授業意欲の問題が指摘された。「指導者の不在」は授業を行うにおいて大きな不安要素である。「畳・柔道衣」は授業時間や衛生面、怪我につながるものであるが、今すぐ改善されるものではない。授業を安全に、柔道の特性に触れる指導法が必要である。また、指導が出来る指導者養成の必要性も浮き彫りになった。柔道は心身鍛錬の武道として知られ、生徒の想いは怪我に対する心配、未知の競技に対する恐怖感なども考えられる。「伝統と文化」を学ぶためには生徒が柔道授業に入り易く、また、生徒自身の興味を掻き立てる内容にするべき、武道必修化である必要がある。

フランスの柔道指導法については、フランスでは国内で統一されている指導教本が存在していた。多くの状況に応じ対応し、日本とは全く異なった指導法となっていた。また、参加者が楽しんで行なえるように工夫していることも今後、日本が見習うべきことと思う。

本研究が日本において柔道が今以上に普及・発展することが出来れば幸いである。

## 第7章 引用・参考文献

- 1) 財団法人全日本柔道連盟、「柔道」授業づくり教本 中学校武道必修化のために、全日本柔道連盟、2010
- 2) 日本オリンピック委員会、<http://www.joc.or.jp/database/result.html>
- 3) 老松信一、改訂新版 柔道百年、株式会社時事通信社、1976、p. 20-21
- 4) 文部科学省、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1221013.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1221013.htm)
- 5) 野瀬清喜、田中一郎、野瀬英豪、武道必修化に伴う柔道指導のあり方について（第1報）-学習指導要領改訂と保健体育編改善の趣旨や内容を中心に-p. 20
- 6) 中学校学習指導要領解説、保健体育  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afielldfile/2011/01/21/1234912\\_009.pdf\\_p6](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielldfile/2011/01/21/1234912_009.pdf_p6)
- 7) 全国柔道事故被害者の会、<http://judojiko.net/page1-2>
- 8) 内田良、柔道事故データブック 2012、学校リスク研究所、2012
- 9) 財団法人全日本柔道連盟、第3版柔道の安全指導、財団法人全日本柔道連盟、2011
- 10) (株)ベネッセコーポレーション、<http://benesse.jp/blog/20120705/p3.html>
- 11) 濱田初幸、柔道大国・フランスの実態を探る、鹿屋体育大学学術研究紀要、2006、p. 50
- 12) Méthode française d'enseignement du judo-jujitsu
- 13) Charte du Judo (柔道の憲章) : <http://www.ffjudo.com/ffj/>
- 14) 岡田弘隆、青柳領、中村勇、南条充寿、林弘典、フランスと日本の青少年柔道練習者の実態と意識調査 2000 p33
- 15) 生田祐介、村松常司、森勇示、金子修巳、金子恵一、大河内信之、柔道授業に関する研究 2003、p 31-32
- 16) 2012年3月27日 読売新聞
- 17) 喜多明人、『学校事故と体育・スポーツ』大修館書房 1993
- 18) 文部科学省、諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究フランス p26
- 19) 全日本柔道連盟指導者資格制度、<http://www.judo.or.jp/>
- 20) 全日本柔道連盟、<http://www.judo.or.jp/data/rule-shinpan-kiken.php>
- 21) Michel Brousse 少年柔道指導における安全管理・フランスの経験

## 第8章 謝辞

指導教員である平田竹男教授には本研究の細部にまで助言・ご指導をして頂き、また本研究の指導以外にも多くの事を学ばせて頂きました。本当に感謝しております。また、中村好男教授にも多くのご指導をして頂きました。深く感謝を申し上げたいと思います。一緒に頑張った7期生の皆さんには、たくさんの事を協力して頂きました。辛く、苦しいときも同じ時間を共に出来たことを嬉しく思います。

本研究を行うにあたり、多くの方に協力をして頂き、完成させることが出来ました。

文部科学省・佐々木邦彦氏、静岡文化芸術大学・溝口紀子氏、早稲田大学スポーツ科学学術院・中嶋哲也氏、在フランス指導員・萩原信久七段、講道館図書資料室長・村田直樹氏、(株)アークコミュニケーションズ・フィエスキダニエル氏、日本陸上競技連盟・佐藤峻一氏、講道館図書資料室、全日本柔道連盟、世田谷区スポーツ振興財団に協力頂きました。有難うございました。

本研究でアンケートを取らせて頂いた、世田谷区内の尾山台小学校校長・大坪由己夫先生、東深沢小学校・山崎涼二先生、保護者の方、それから、武道必修化のインタビューをさせて頂きました各中学校の先生、生徒にも感謝しております。

更に筆者が平田竹男教授の元で学ぶことを推薦していただきました、(株)ダイニッカ社長・横地将男氏、特定非営利活動法人日本オリンピックズ協会理事長・早田卓次氏、駒澤大学教授・光永吉輝氏、講道学舎監督・持田治也氏、平田研究室2期生・矢柄亮直氏に深く感謝しております。皆様の協力がなければ本研究を完成させることが出来なかったと感じております。

ありがとうございました。